

防衛省職員（守衛）募集案内

陸上自衛隊中央業務支援隊では、以下のとおり防衛省職員を募集します。

1 採用人員、職務内容等

採用職種	採用人員	勤務先	職務内容	採用予定日
技能・労務職 守衛	6名	陸上自衛隊 中央業務支援隊 (市ヶ谷)	防衛省市ヶ谷庁舎における入出門者に対する必要な統制と管理及び警戒・監視等	令和9年 3月1日※

※採用予定日は令和9年3月1日を原則としますが、採用者の事情に配慮しますのでご相談ください。

2 応募期間

令和8年9月2日（水）～令和8年9月24日（木）（必着）

※ 応募者多数の場合は、繰り上げて締め切らせていただく場合があります。

3 応募資格

- (1) 中学校卒業以上の学歴を有する者
- (2) 施設警備に関する業務経験を合算で概ね3年以上有し、かつ応募期限日から起算した過去3年のうちに当該業務に従事した期間を連続して1年以上有する者

※ 当該資格を満たしているかどうかを確認するため、最終合格者の方には勤務証明書等をご提出いただきます。勤務証明書等が提出できない期間は職務経験に通算されませんのでご注意ください。また、勤務証明書等を提出できない場合又は虚偽の記載がなされている場合には、採用予定が取り消される場合があります。

4 必要な資格・技術等

- (1) 上級救命講習修了証又は普通救命講習修了証の所持が望ましい
- (2) 自衛消防業務講習修了証の所持が望ましい
- (3) 施設警備業務検定2級・1級又は警備員指導教育責任者資格者証（1号業務）の所持が望ましい

5 応募制限

次のいずれかに該当する者は受験できません。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 自衛隊法第38条第1項の規定により防衛省職員となることができない者
 - 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (3) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）
- (4) 採用予定時期までに自衛隊法第44条の6に定める定年年齢に達する者（令和8年度における定年年齢は63歳）

6 応募手続

提出書類	部数	提出先及び問い合わせ先
事務官等応募票 (所定の様式を使用し、自筆、写真添付)	1 部	〒162-8802 東京都新宿区市谷本村町 5 - 1 陸上自衛隊 中央業務支援隊 総務部総務科 職員人事賠償補償班 担当者 渡邊・山元
最終学歴の卒業証明書の写し (応募期間に間に合わない場合は試験当日の提出も可)	1 部	
返信用封筒 (一次選考可否の送付のため、長形 3 号 (120mm×235mm)、宛先を明記し 110 円切手を貼付したもの。)	1 部	

- (1) 提出書類を郵送する場合は、A4 サイズが入る封筒（角型 2 号 縦 33.2cm×横 24 cm）に折らずに入れ、必ず簡易書留により郵送してください。その際、郵便局の「受領書」は提出書類の受領確認の連絡まで大切に保管してください。
- (2) 写真規格は、申込前 6 か月以内に撮影されたもので、脱帽、正面向き、上半身のもの
- (3) 事務官等応募票は、防衛省のホームページよりダウンロードをお願いします。
(<https://www.mod.go.jp/j/saiyou/chuto/index.html>)
- (4) 現（元）自衛隊員等（事務官、技官を含む。）の場合は、現（元）所属部隊等名、官名、階級（級）、認識番号（個人番号）、在職期間（年月日まで）を事務官等応募票の職歴欄と資格免許欄にも記入してください。
- (5) 提出された書類等は返却いたしませんので、あらかじめご承知おきください。提出された書類等は厳重に管理し、本件採用活動以外には利用しません。また、本件採用活動終了後は適切に破棄いたします。

7 選考方法

- (1) 一次選考
書類選考（可否につきましては、書面にてお知らせします。）
- (2) 二次試験
一次選考合格者に対し、下表の試験項目を実施

試験項目	試験日	試験地
・作文試験 ・口述試験(面接) ・身体検査	令和 8 年 1 0 月 1 4 日（水）	〒162-8802 東京都新宿区市谷本村町 5 - 1 陸上自衛隊中央業務支援隊 (市ヶ谷駐屯地)

- 試験日時等の詳細は、令和 8 年 1 0 月上旬頃、「選考採用試験通知書」にてご連絡いたします。
- 二次試験当日、咳・倦怠感等の体調不良が見受けられる方は、マスク着用をお願いすることがあります。

8 最終合格者の発表

令和 8 年 1 1 月上旬、二次試験受験者全員に結果を書面にてお知らせします。
(電話による採否にかかる理由を含む質問には応じられません。)

9 採用後の処遇等

- (1) 身 分
特別職国家公務員 防衛事務官 行政職俸給表（二）適用

(2) 給与

採用時の給与額は、学歴、経験年数等を勘案して算定します。

適用俸給表及び級号俸	俸給月額
行政職（二）１級 １号俸	１９８，２００円 (職務経験なしの場合)

(3) 手当

ア 扶養手当

扶養親族がある者に支給

イ 地域手当

前号(2)給与の２０％を地域手当として支給

ウ 住居手当

借家住居者等に月額最高２８，０００円

エ 通勤手当

交通機関等利用者に１ヶ月当たり最高１５０，０００円

オ 期末手当・勤勉手当（ボーナス）

１年間に俸給等の４．６５カ月分（令和７年度実績。法令の改正等により若干の変動がある場合があります。）

カ 超過勤務手当等

超過勤務等を行った場合、実績に応じて支給

10 勤務時間・休暇等

(1) 勤務時間

１週間当たり３８時間４５分。夜間・早朝及び土日祝日の勤務がある場合があります。

(2) 休暇

年次休暇、病気休暇、介護休暇のほか、特別休暇（夏季・結婚・出産・忌引・子の看護・ボランティア等）があります。

(3) その他

自衛隊法第４４条の６の規定に基づき定年制が適用されます。

11 その他

(1) 受験に要する一切の費用は受験者の負担となります。

(2) その他、不明な点は以下の連絡先までお問い合わせください。

連絡先 陸上自衛隊中央業務支援隊 総務部総務科 職員人事賠償補償班 電 話：０３－３２６８－３１１１ 内 線：４７０３５・４７０３６ ※ 電話による問い合わせは、平日１０：００～１５：００ 担 当：渡邊・山元
--